

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

令和3年 1月28日(木)

開会 9時30分

閉会 10時38分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員  
北野誕生水委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘

次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、

次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏

教育総務課 課長 伊藤美智子、課長補佐兼班長 信藤克明、  
班長兼企画員 森将和

教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃、班長 奥永英武  
係長 澤村浩幸

教職員課 課長 中村正之、班長 湯浅秀紀、班長 水谷匡利、班長 大屋慎一  
主査 鈴木良典

福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第46号 公立学校職員の住居手当に関する規則  
の一部を改正する規則案

原案可決

議案第47号 令和2年改正給与条例附則第2項から  
第4項までの規定による住居手当に関  
する規則案

原案可決

議案第48号 令和3年度三重県一般会計予算につい  
て

原案可決

議案第49号 令和2年度三重県一般会計補正予算  
(第12号)について

原案可決

議案第50号 公立学校職員定数条例の一部を改正す  
る条例案

原案可決

議案第 5 1 号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第 5 2 号	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決

## 6 報告題件名

- 報告 1 令和 3 年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について
- 報告 2 訴えの提起にかかる専決処分について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（1 月 1 4 日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 4 8 号から議案第 5 2 号は、県議会提出前のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 4 6 号、第 4 7 号を審議した後、公開の報告 1、報告 2 の報告を受け、非公開の議案第 4 8 号から第 5 2 号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

議案第 4 6 号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 4 7 号 令和 2 年改正給与条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による住居手当に関する規則案（公開）

（青木福利・給与課長説明）

議案第 4 6 号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案  
公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のと

おり提案する。令和3年1月28日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが新旧対照表方式の規則改正案ですが、2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱、「1 改正理由」、住居手当の支給対象となる家賃額の下限の引き上げに伴い、規定の整備等を行う。

「2 改正内容」、(1)住居手当の支給対象となる家賃額の下限が8,000円から15,000円に引き上がることに伴い、権衡職員に係る規定の整備を行う。(2)住居手当に関する経過措置を定めた令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定に該当する職員が、令和4年4月1日に附則から本則に切り替わる際の届出の特例を定める。

「3 施行期日」、令和3年4月1日。

今回の規則改正につきましては、先般12月21日の定例会で専決処分の承認をいただきました給与条例の改正のうち、住居手当の改正に伴って所要の規則の規定を改正するものです。

1ページに戻っていただきまして、規則の改正内容ですが、新旧対照表の規則第4条につきましては、給与条例におきまして単身赴任手当が支給されている職員の配偶者が居住する住宅に対して、住居手当が条例で支給されることとなっておりますが、このこととの権衡上、配偶者のいない職員が異動に伴って同居していた子どもと別居した場合に、子どもが居住する住宅にも住居手当を支給することを規定している条項です。

今回、この規定につきましても、条例改正内容と同様に支給対象となる家賃の下限を8,000円から15,000円に改正するものです。

続いて附則の第2項です。経過措置終了後の令和4年度に、改正後の住居手当額に変更となることから、居住状況に変更がなくても、規定上、住居届の提出が必要となりますが、この附則の2項において、新たな届出は必要ない旨を規定するものです。

続きまして、議案第47号をご覧ください。

議案第47号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年1月28日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページから 3 ページが、制定しようとする規則案ですが、こちらも 4 ページ以降の規則案要綱に基づき説明をさせていただきます。

4 ページをご覧ください。令和 2 年改正給与条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による住居手当に関する規則案要綱、「1 制定理由」、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、こちらにつきましては、先ほどもお話ししましたが、専決をさせていただいた上、11 月 30 日に交付をされております、12 月 21 日の定例会で承認をいただいた条例です。こちらの条例の附則第 2 項から第 4 項までに規定する住居手当の経過措置に関し、規則で定めることとされている事項及び支給に係る実施細目事項について定めるものである。参考としまして条例の内容を記載させていただいております。「1 住居手当の改定」、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を、現行 8,000 円から 15,000 円に、手当額の上限を、現行 27,000 円から 28,000 円に改定。施行日、令和 3 年 4 月 1 日。「2 経過措置の内容」、ですが、施行日の前日である令和 3 年 3 月 31 日において、自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員で、当該住居手当の支給月額が今回の改正で 2,000 円を超えて減ぜられることとなるもの等については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間 1 年間、手当額の減額幅が最大 2,000 円にとどまるよう経過措置を講じる条例になっております。

「2 制定内容」、今回の規則の制定内容ですが、(1) 経過措置の適用除外職員(第 2 条)、経過措置の対象から除外される職員について定めております。具体的には、経過措置の基準となる令和 3 年 3 月 31 日時点の手当の支給対象となる住居に、その後、変更があった職員等を規定しております。

(2) 家賃の月額に変更があった場合の旧手当額(第 3 条)、家賃の月額に変更があった場合に、施行日前日に支給されていた住居手当相当額として用いる額(旧手当額)について定めるものです。こちらも具体的には、その後家賃が上がったとしても、元の額をベースにした経過措置額、逆に家賃が下がったとしたら、その下がった額をもとに計算した経過措置額を支給するという規定でございます。

(3) 権衡職員の範囲(第 4 条)、施行日の前日に住居手当を支給されていない職員のうち、経過措置の対象となる職員との権衡上必要があると認められるものとして経過措置の対象とする職員について定める。具体的には休業等によって給与、住居手当が支給されていなかった職員につきましては、復職した場合に住居手当を支給されていたものとして計算した経過措置額を支給するということを定めた規定です。

(4) その他、経過措置の対象となる職員に対する住居手当の支給にかかる実施細目事項について定める。「ア 確認及び決定(第 5 条)」、経過措置による住居手当にかかる事実の確認及び手当額の決定について定める。こちらにつきましては、経過措置額を支給することにより手当額が変わることになりますが、新たな住居届の提出は必要なく、認定権者側で職権で額を改定することを定めた規定です。「イ 支給の始期及び終期(第 6 条)」、経過措置の適用される期間について定める。こちらは経過措置の期間、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで。ただし、要件を満たさなくなった場合は、その月までということを規定しております。「ウ 規則の準用(第 7 条)」、

経過措置に必要な規則の準用について定める。こちらは住居手当に関し、市町が処理する権限とか、総務事務システムで行う手続きの範囲がそれぞれ別規則で定められておりますが、今回の経過措置額の事務についても、それらの権限手続きに含めることを規定しています。

「3 施行期日」、令和3年4月1日。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 【質疑】

教育長

議案第46号、議案第47号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 報告1 令和3年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和3年度三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について（公開）

（中村教職員課長説明）

報告1 令和3年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和3年度三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について

令和3年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び令和3年度三重県立学校家庭科教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。令和3年1月28日提出  
三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。こちらが選考の結果についてまとめさせていただいておりまして、昨年12月12日に選考試験を実施しました。「2 結果」にございますように、実習助手につきましては、高等学校の家庭で採用見込数が2名に対して、申込者、受験者とも4名で、合格者2名になりました。

工業のほうは、採用見込数2名に対して、申込者、受験者数とも15名で、合格者2名となっております。

その下の教諭は、高等学校の家庭科の食物調理ですが、採用見込数1名に対して、申込者、受験者数とも1名で、合格者は1名、家庭の製菓につきましても、採用見込者数1名に対して、申込者、受験者数とも1名で、合格者は1名でした。

去る1月20日に合格発表を行いまして、県庁の玄関の掲示板に掲示するとともに、三重県の教員採用のWebサイトにも掲載させていただきました。

これらの合格者につきましては、全員4月1日の採用予定でございます。

#### 【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

## ・審議事項

### 報告2 訴えの提起にかかる専決処分について (公開)

(奥田教育財務課長説明)

報告2 訴えの提起にかかる専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和3年三重県議会定例会2月定例会議へ報告するので、報告する。令和3年1月28日提出 三重県教育委員会事務局教育財務課長

1ページをご覧ください。県は、次の者を相手としまして、三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

詳細について、2ページの参考資料1をご覧ください。まず、「1 経緯」についてです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会では、これまで当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い納付を促してきました。

当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、令和2年3月23日に、知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、令和2年10月13日に、民事訴訟法に基づく支払督促申立手続きを債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和2年11月5日から令和3年1月4日までの間に、相手方4名から分納等を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したものと見なされることとなりました。

従いまして、専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である令和2年10月13日となります。

次に、「2 今回異議申し立てがあった者に係る滞納金額等について」です。本件の相手方の貸与期間と滞納金額を記載しています。

最後に、「3 今後の対応」です。県では支払い督促に係る訴えの提起については、議会から知事の委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告をします。

今後は、相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めてまいります。なお、支払督促制度の概要等は、3ページの参考資料2に記載をしています。

## 【質疑】

教育長

報告2は、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

**議案第48号 令和3年度三重県一般会計予算について（非公開）**

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第49号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第12号）について（非公開）**

奥田教育財務課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第50号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）**

中村教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第51号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）**

青木福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第52号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）**

青木福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言